

団体その他の御協力を得るならば、私はこの問題につきましては国民ひとしく私は協力を得られるものと思つてお

りますので、判明したものは速かに

支給するように取運びたいと、かように存じております。

○山下義信君 大臣の御方針は諒とい
たします。只今の大臣の御方針の下に
おきまして、事務当局といたしまして
は事務的な見通しを立てましたときに
、最大限のくらの時日でそうい
う支給事務の開始ができるというお見

込でもありますか、長官の御答弁がで

きますならば承わりたいと思います。

○政府委員（木村忠二郎君）これに要します請求及びこれに対する裁定をいたすわけでございますが、この手続等につきましては、委員等

然等によきましては、書類等もできる

手続ができるようにいたしたいと、な

お恩給法に基きまして支給を行います

まして手続までできるだけの簡便で、而も

正確にできるようにしたいと、そ

ういうつもりで以て準備いたしており

ます。従いまして早く出ました問題の

ないものにつきましたは、そんなに時

間がからなくつて裁定ができるであ

○山下義實君「それらの手続で関するま

する根本と申しますか、**政令の御制定**

は本案の第四十二條あたりを中心とし

その政令であります、この政令をお

出しになるのは大体いつ頃お出しにな

「お考えでございましたようか。」

（政府委員（木村忠二郎君））もう大體今の、只今待つておる原案

つきまして政令の準備をいたし、

て、
関係の省と協議してゐる次第のも

のでございますが、この法律が余り大きな変更なくして通過いたしましたならば、これが公布されまると直ちに政令のほうでもきまして、これが公布できるように相成ると考えております。若し修正でもございましたらならば、できるだけ速かに必要な点を直しまして、これを公布したいと思っております。大体の準備はできておるのでございまして、そう暇はとらないと思ひます。

○山下義信君 参議院におきましては法律の中に、政令に譲られました事項につきましては、審議の際に政府の用意せられました政令の案を資料として拜見することに従なつておりますわけでありまして、政令の原案の資料を委員会に提出するよう政府に御請求を願ひたいと思ひます。次にいま一点伺ひたいと思ひますのは、この今回の援護の各種の支給がなされるのでありますが、常に問題になつておりますことは、周知のごとく、我々の最も寒心に堪えまじいのは遺族の中の生計困難遺族が如何なる状態に相成るかという点に我々関心を持つておるのであります。従ひまして生活保護法との関係はどういうふうになされる考えでございまいましようか、政府の根本的方针を明確にお示しを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(吉武恵市君) 御尤もでございます。このたびのこの遺族の援護及び傷病者の援護の内容は私どもも十分だとは考えておりません。従ひまして、これと本当に生活の困れるかとは、これだけで生活をされるということとは困れるかとはあると私存じております。従ひまして甚だ遺憾ではございますが、一部のかたには生活保護

法の適用によつてその裏付をしなければならぬやないかと、かように存じておるわけでありまして、従つてこの問題につきましても、一つの考え方としては、従来生活保護法を受けておられるかたはそのままにしようことにしまして、それから別にこの援護の金をやるようにしたかどうかという意見もございまして、実際はお気の毒だと思ひますが、併しそのために生活保護法の建前から申しますと、生活保護法の前はどなたであつても本當に困られるものは平等に取扱つて行くという建前をとつておりますので、法の建前からいつて、そういうことも実はむずかしい。そうかといつて理論に囚われて生活保護法から、少しでも収入があればそれは全部差引くと、従つてこの援護法で年金なりなんかが入る場合には、その分だけを厳格に差引いて差上げるといふことではありましたが、折角この援護を出しても実はちつとも援護にならないといふことではございまして、私どもの考えといひました運用の面で全部差引くといふことはできないように……いや、全然両方を出すといふことができないにして、その点は運用で手加減をして行つたらどうかと、これは生活保護法の上から言つて、そういうことは許されなかつたかと思ひますが、これは衆議院でも参議院でも皆様がたのお氣持を汲んで行けばお許し頂けるんじゃないかと、かように存じて、運用の面でこれは差引くにいたしましたので、そこを考慮して行くといふことで御了承頂きたい、かように存じております。

○山下義信君 大臣の答弁私どもも同感でございますが、生活保護法の運用を適切にして頂きまして、援護の目的の達成をお願いしたいと思つております。我々は生活保護法を審議いたしますときに、本法は殊に参議院におきまして主力を注ぎましたのでございまして、その生活保護法に、丁度今援護庁長官が社会局長当時でありました御記憶があると思ひますが、生活保護法の第九條におきましては、即ち必要即応の原則を定めまして、一律平等に画一的な生活保護の施行がされておりましたのを弾力性を持たせ、幅を持たせまして、実情に即応するように運用すべしといふ第九條を設定してあるわけでございますが、只今の大臣の御答へはその御精神をおとり下さつたやうで、我々の同感するところでありまして、我々の同感するところでありまして、生活保護法との関係を調節するといふ点につきまして、援護庁長官は社会局長の御前歴もありまして、又省内において社会局長との間のお話合ひももとよりあつたと考えられるのであります。若しその辺に御方針が立つておるといふことは、この際明確に御説明をお願いしたいと思つております。

○政府委員(木村忠二郎君) 御承知の通り生活保護法の建前が、生活保護法があつて補足するといふ建前をとおしておりますので、そういう建前からいひまして、只今申されましたやうな運用をいたしますといひますれば、結局その支出の面と申しますか、生計費の面といふ点を加減するといふことができないのではなかつたかといふふうに考へております。必要即応の原則でありますから、その必要の面をどう見

るかといふ点、これが生活保護法上できる面とかやうに考へております。従ひましてその必要の面といふものにつきましても適切な運用をいたすようにいたしたいと、かように考へるのであります。従ひまして例へば未亡人で子供を抱えております場合でありますとか、或いは身体障害者でありますとか、或いはやうな場合におきましては、これにつきましてもやはり或る程度の支出の面におきまして考慮が得得るであらうと思つております。そういうやうな面からいたしまして、只今申されましたやうな点を考慮いたして考へております。

○山下義信君 そういたしますと、長官の御答弁の御趣旨は、この遺族の中におきまして、殊に寡婦の世帯等につきましましては、子供を抱えております関係上なり或いは種々の関係からいたしまして、又傷病者なり即ち身体障害者の立場におきましては身体不自由なる観点からいたしまして、一般の健康な、或いは一般のいわゆる十分な家庭の始末のできる生計とは違つて、これらの手の要る或いは身体的なハンディキャップのある人たちの生計費は十分この辺に考慮を加えなければならぬ、即ち生計支出の面におきまして相当の考慮を拂わなければならぬといふ趣旨に解釈いたしました。さうに了承してよろしうございまいましようか。

○政府委員(木村忠二郎君) 只今お話の通りでございます。そういうふうな運用されるというふうに考へます。○山下義信君 いま一点は、これはなかなかむづかしいことであらうと思ひ

ますが、併しながら最も関係の広い、最も問題のあります点でございまして、できるだけ確認したいと存ずるのでございまして、配偶者、即ち戦没者の妻と婚姻の関係でございまして、例へば第二十四條におきまして事実上の婚姻といふことを申しておるのでございまして、これは戦没者の配偶者としての資格、当時の配偶者としての資格の場合におきまして、或いは又戦没後の配偶者の立場におきまして事実上の婚姻といふことはどういふことを言うのであるかといふことを明確にして頂きたいと思つてございまして。

○政府委員(木村忠二郎君) 只今事実上の婚姻、従来いわゆる内縁関係と稱しておりましたものを法文に現わしたのでございまして、これは法律上婚姻と取扱われておりますのと同じやうなものでありまして、ただ法律上届出がなされてないものに限り限られるといふふうに私は考へております。○藤森眞治君 この公債の、交付公債の現金化といふことが只今の過程においては非常に急を要するわけでありまして、これにつきましてもどういふ方法をおとりになるかをお伺ひいたしたい。○国務大臣(吉武恵市君) この問題は余り自由にいたしますといふと、折角の公債を交付いたしましたも、まあいろいろ漏かされたり何かしてなくなるといふ弊害もございまして、さうかといつて、これを余り嚴重にいたしますといふと、本當に困りになつておるかたに氣の毒だといふ点で現在考へております。大蔵大臣との話では、生活に本當に困りになつておるかたには、普通は十年間に償還するものを、

いふお考えがあるということでありまして、
すが、これは大臣はどういうふうにお
考えになつておられますか。承わら
いと思うのであります。それならば
五年賦償還の公債と十年賦償還の公
債、即ちどういふ人が希望したらば五
年賦償還の公債を交付するのか、その
基準を何かお定めになるお考えがある
かどうか、これは意見になりまして恐
縮でございますから申上げませんが、
五年賦償還と十年賦償還の二種類の公
債を出すことは、実際におきまして実
施上にも不便があるのじやあるまい
か、或いはいつそ五十年賦償還、十カ
年賦償還というふうに一種類に定めら
れて、その現金化のほうの規定におい
て特段の御配慮をなさるといふこと
が、実施上これはスムーズに行くので
はないかということが考えられるので

年賦償還の二種類の公債を政府にお出しになるお考えでありましようか。然らば如何なる基準を以て五カ年賦償還の公債の交付の対象をおきめになるお考えであるかという点につきまして政府の御方針を承わりたいと思つたのでございませう。

○政府委員(木村忠二郎君) 二つの種類のものに分けてまして、五カ年賦と十カ年賦とに分けることにいたしますれば、それが生活上の必要という点から区分をいたすといひますれば、現在のところ特別なそのための調査の人を置かない限りは、生活保護法に該当しておるかどうかという点で以て區別をする以外には方法はなからう、かように考えております。一応基準を設けるとしますれば、生活保護法にかかつておるかどうかということである以外に方法はなからう、と、考えております。

○山下義信君 私は意見を述べないといふことを申したのでありますから申しません。先ほど私の質疑の中にありますように、二種類若しくは三種類等にお定めになりますと、基準をお引きになりますことが至難ではありますまいか。生活保護法の適用者が困難しておりますことは言つてもよい。これは公債の五年賦償還とこのことではなくして、生活保護法との併給すらもいたさなければならぬと論じられるくらいでありますので、換金を急ぐという階層は、生活保護法の適用者のみではなくして、随分そのボーダーラインの対象が多いわけでありまして、これを生活保護法だけで考えるといふことの程度では、五年賦償還と十年賦償還と二種類に分けになつた趣

旨というものが大半その効果を失うわけなんです。これは一種類になさつて、只今藤森委員が御質疑になりましたように、その現金化について政府が特段の迅速なる措置のできますようにお計らいになるほうが、むしろ対象者のほうにおいては便利ではないかと考へるのであります。政府はなお十分御考究に相成ります御意思があるかどうか、大臣の御意見を承わりたい。

○国務大臣(吉武重市君) 御尤もな御意見でございまして、十分その点は一つ検討したいと思ひます。

○藤森眞治君 大体質疑はこのくらいな程度かと思ひます。なおまだ研究しなければならぬ点もあるかも知れませんが、一応この程度で小委員会に本案を付託して頂きたいという動議を提出いたします。(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(梅津錦一君) 只今の動議に對して御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(梅津錦一君) 御異議ないものと認めまして、本案の大体の質疑は現在までやつて参りましたが、審査の便宜上直ちにこれを引揚問題及び遺族援護に関する小委員会に付託して更に検討を加へることとしたいと存じますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(梅津錦一君) 御異議なければさよう決定いたします。

午後三時二十分休憩

午後四時十八分開会

○委員長(梅津錦一君) 休憩前に引続いて只今から厚生委員会を再開いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法案を議題といたします。引揚問題及び遺族援護に関する小委員長の報告をお願いします。

○山下義信君 遺族援護に関する小委員会は引揚問題をも併せて取扱いまするため去る四月三日これを引揚問題並びに遺族援護に関する小委員会と改称することにいたしましたのでありますが、今国会におきまして今日までに二十三回開会いたしました。その間すでに再度に亘りまして中間報告を了した次第であります。御承知の通り小委員会といたしましては一応遺族戦傷病者等援護法案を決定いたしました。政府及び衆議院に對し立案並びに審議の参考と資するよう申入れておいた次第であります。而して本日正式に本案の審査を小委員会に付託を受けましたので、直ちに別室において慎重審議をいたし、熱心に検討いたしました結果、次の通り本法案は修正すべきものと決定いたしました次第であります。

その要項を申し上げますと、この修正案は次の條項を繰込んだものであります。

一 障害年金に関する條項

(一) 障害年金額の中特別項、第一項症及び第二項症に該当する年度の不具障疾の者に對する年金額を引上げること。(第八條)

二 遺族年金に関する條項

(一) 配偶者がなく、且つ、扶養することのできる直系血族がない父母については、年令制限、不具障疾の條件を外すこと。(第二十五條第三号)

(二) 二十七年中では、四月二日以後に六十才に達しても四月一日

に年令條件を満たしたものと取り扱うこと。(第二十五條第二項の追加)

三 遺族一時金に関する條項

(一) 名称を「弔慰金」と替へること。(第一條中の「年金又は一時金」の削除並びに第五條、第六條、第二十四條第一項、第三十五條、第三十七條、第三十八條、第三十九條、第四十條、第四十五條、第四十六條、第四十七條及び第四十八條の各規定中における「遺族一時金」の読替)

(二) 法令に基いて強制動員を受けた者(徴用工、徴用船員、勤労報國隊員、女子挺身隊員、学徒報國隊員、もとの陸軍又は海軍の要請に基いて戰國に參加した者(國民義勇隊員を含む。)及び特別未帰還者に對しても、弔慰金を支給すること。(第三十四條第二項、第三項)その支給金額は、三万円とすること。(第三十七條)

四 弔慰金を支給すべき遺族の順位について所要の調整をすること。(第三十六條)

五 二十七年中での遺族年金については、支給停止事由が生じても支給の停止はしないこと。(旧附則第十一項中の「かつ書」の削除及び追加した新附則第十一項)又既に支給した遺族年金について一切返還を要しないようにすること。(附則第十三項、第十四項)

六 その他條文の整理(第七條第一項第二号、第十一條第二号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法案の一部を次のように修正する。

第一條中「年金又は一時金を支給すること等により、」を削る。

第五條及び第六條中「遺族一時金」を「弔慰金」に改める。

第七條第一項第二号中「第八條の下に」又は「又は未復員者給與法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号)附則第二條」を加へ、「同條の規定」を「これらの規定」に改める。

第八條中「六六、〇〇〇円」を「九〇、〇〇〇円」に、「五四、〇〇〇円」を「六六、〇〇〇円」に、「四八、〇〇〇円」を「五四、〇〇〇円」に改める。

第十一條第二号及び第三号を次のように改める。

二 第七條第一項に規定する程度の不具障疾の状態になつた日に對して、日本の國籍を有しない者及びその日以後昭和二十七年三月三十一日以前に、日本の國籍を失つた者

第二十五條第一項第三号中「又は不具障疾であつて、生活資料を得ることができないこと」を「不具障疾であつて生活資料を得ることができなかつたこと、又は配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができない直系血族がないこと」に改め、同條に次の一項を加へる。

2 昭和二十八年三月三十一日までの間に六十才に達した父、母、祖父又は祖母は、前項の規定の適用については、昭和二十七年四月一日(死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるとき

は、その死亡の日)において六十才であるものとみなす。

第三十四條の見出しを「(弔慰金の支給)」に、同條第一項中「遺族一時金」を「弔慰金」に改め、同條第二項中「前項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定の適用については、

旧国家給動員法(昭和十三年法律第五十五号)(旧南洋群島における国家給動員に関する件)(昭和十三年勅令第三百七十七号)及び旧関東州給動員令(昭和十四年勅令第六百九号)を含む。)に基づいて徴用され、又は給動員業務につき協力をせられた者で第二條第一項第二号に該当しないもの、及びその陸軍又は海軍の要請に基づいて戦闘に参加した者(昭和二十年三月二十二日の閣議決定国民義勇隊組織に関する件)に基づいて組織された国民義勇隊の隊員となつた者を含む。)で

第二條第一項第二号に該当しないものは、軍属とみなし、徴用若しくは協力に係る令書若しくは通知を受けた日から徴用若しくは協力を解除された日までの期間内における業務上の負傷若しくは疾病、又はその者の当該戦闘に参加した期間(国民義勇隊の隊員であつた者については、その業務に従事するため出勤した時間)内における当該戦闘(国民義勇隊の隊員であつた者については、出勤中において従事した業務)に基づく負傷若しくは疾病を、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。

3 第一項の規定の適用については

は、特別未帰還者給與法(昭和二十三年法律第二百七十九号)第一條に規定する特別未帰還者は、軍属とみなし、その者の昭和二十年九月二日以後海外にある間における自己の責に帰することのできない事由に基づく負傷又は疾病を、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。

第三十五條中「遺族一時金」を「弔慰金」に改める。

第三十六條を次のように改める。

(遺族の順位)

第三十六條 弔慰金を受けるべき遺族の順位は、左に掲げる順序による。但し、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

一 配偶者(死亡の日以後昭和二十七年三月三十一日以前に、前條第一項に規定する遺族(以下本條において遺族という。)以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。但し、遺族以外の者と婚姻した場合でも、死亡した者と同じ氏を称していた配偶者がその氏を改めないで婚姻したときは、本條の順位とする。)

二 子(昭和二十七年四月一日(死亡した者の死亡の日が同年四月二日以後であるときは、その死亡の日。以下本條において同じ。))において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

三 父母

四 孫(昭和二十七年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

五 祖父

六 兄弟姉妹(昭和二十七年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

七 第二号において同号の順位から除かれてゐる子

八 第四号において同号の順位から除かれてゐる孫

九 第六号において同号の順位から除かれてゐる兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれてゐる配偶者

第三十七條の見出しを「(弔慰金の額及び記名国債の交付)」に、同條第一項中「遺族一時金」を「弔慰金」に改め、同項中「一五万円」の下に「(死亡した者が第三十四條第二項及び第三項に掲げるものである場合には、一人につき三万円)」を加える。

第三十八條の見出しを「(弔慰金の支給を受けることができない者)」に、同條中「遺族一時金」を「弔慰金」に改める。

第三十九條、第四十條、第四十五條、第四十六條、第四十七條及び第四十八條中「遺族一時金」を「弔慰金」に改める。

附則第十二項を次のように改め、附則第十三項を第十五項とし、以下順次二項ずつくり下げる。

13 前項の規定により遺族年金を支給した後に、遺族年金の支給を受ける権利を有する者が生じたため、第二十七條第二項の規定により、各遺族に支給すべき遺族年金の額に変更を生ずべき場合において、既に前項の規定により支給した遺族年金は、返還することを要しない。

14 前項の規定は、第十二項の規定により遺族年金を支給した後に、遺族年金を受ける権利を有するに至つた者の権利に、影響を及ぼさない。

附則第十一項中「(遺族年金の支給を停止する事由が当該年金を支拂う日前に生じたときは、当該事由が生じた日の属する月分までとする。)」を削り、同項を第十二項とする。

附則第十項の次に次の一項を加える。

11 遺族年金を受ける権利を有する者につき、昭和二十八年二月二十八日以前において遺族年金の支給を停止すべき事由が生じた場合には、第三十三條において準用する第十五條の規定にかかわらず、昭和二十八年三月までは当該年金の支給は停止しない。

以上の通り本法案は修正すべきものと小委員会は決定をいたしましたので、ごさいますが、その審議の過程におきまして各委員から本法案の審議に当たりまして、それらの要望事項が御提案に相成りまして、小委員会に諮りまして結果、満場一致の点を政府に強く要望すべきものと決定をいたしました次第でございます。

第一は、この法案は暫定措置たる趣旨に鑑み、昭和二十八年度においては適切な根本対策を講ずること。第二、弔慰金として交付する公債は、これを一種類とし、その現金化につき特別の措置を講ずること。第三、生活保護法との調整を図り、保護世帯に特段の留意を拂ひ、その運用につき遺族の点なきよう末端まで徹底せしめること。第四、本法案施行については、関係当局者は懇切丁寧なる態度を以て迅速的確に事務を処理し、いやくも遺族を利用する等本法制定の趣旨に反する者がないよう努めること。第五、本法施行を契機として、白衣の街頭募金等が行われぬよう指導すること。

以上の要望を政府にいたしますよう、小委員会は満場一致で決定いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。

○委員長(梅津錦一君) 小委員長の報告に続きまして、質疑を続行いたします。只今の小委員長の報告を含めた法案全部について御質疑を願います。なお只今この小委員長報告の中には、政府に対する強い要請事項を述べられましたが、政府はこれに対してどうお考えになつていらっしゃるか、厚生大臣の御所見を承わりたいと存じます。條項が五カ條ありますので、一つ、御回答を頂いたほうが明確になると思ひますので、最初の一点、この法律……

○國務大臣(吉武惠市君) 只今山下さんから御指摘になりました修正の点でございしますが、修正の点につきましては、私も予算の範囲内でございますが、これはいたしたいと思ひますが、予算の範囲でできないことは、予算の裏付がないとむづかしいかと、

かように考えます。

それから要望されました五つの点につきましては、このいづれも私御尤もな事項であると思ひますので、政府としてはでき得る限り御支持をいたしたい、かように存じております。

○草薙隆園君　すでに小委員会等において十分質疑応答、検討を重ねて参りましたので、質疑はこの程度で打ち切つて、直ちに討論に入られたいとの動議を提出いたします。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(梅津錦一君) 只今草葉委員の動議がございますが、動議を取上げることには御異議がございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(梅津錦一君) それでは質疑は盡きたものと認めまして差支えございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（梅津錦一君） それでは直ちに討論に入ります。

小委員長の報告の修正案を含めた議案全部について御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかになさいますとお述べを願います。

○中山壽彦君 私は只今小委員長から御報告になりました修正案とその他の原案に対して賛成の意を表するものであります。

当厚生委員会におきましては、この本案の重要性に鑑みまして、特に小委員会を設置して、昨年の暮以来、数回の検討を加えておつたのであります。その検討に当りましては、この問題を確争の具に供しない、又予算の枠を賒略いたさない、二十七年度は餉くまで暫定の措置とすること、こういうことを前提としたしまして、審議を重ねたので

であります。かように、この政府から原案の出ません前に、事前にかような審議をいたしました事例というものは、今日まで殆んどなかつたように私は記憶いたしましたのであります。この審議に当りまして大体その要項の決定を見たのであります、その間には、場合によつては、衆議院のほうとも交渉をいたしましたこともあるのであります。

今回の修正案につきましては、遺族の
対象となりまする範圍においても、或
いは障害年金、弔慰金、一時金等の金
額におきましても、なお若干不十分な
点もあることは存じますけれども、
すでに御承知の通り、来月二日には、

國家を奉けての慰靈祭が執行されることに相成つておるのであります。この慰靈祭までにも審議が參議院においてまだ終了いたさないということは、私どもの責任上でき得ないことと存じますので、今日の段階におきましては、この修正案に私は賛意を表して、賛成と申させていただきます。

速かに御決定ならんことを希望いたしますものであります。なお只今小委員長より各種の要望事項も御発言になりましたが、私は政府当局がこの実施に当りましては、この法案の内容を末端まで徹底させ、又只今述べられました数カ条の要望事項も含めてでき得る限り速かに実現されることを重ねて強く要望いたしますして、この修正案及び原案に賛成をいたすものであります。

○關森眞治君 私は緑風会を代表いたしましたして、本修正案並びに他のこれに關する法案に賛成いたします。

争犠牲者に對する何らの措置がとられておらなかつた点は、我々が非常に悲痛な思いをした点でございます。とこ

ろが漸く今日となりまして、又只今中山委員もお話がありましたように十分とは申しませんが、併しこの遺族援護の法案が上程され、そうして犠牲者の遺族に對しいささかとも報いる方法が講ぜられましたことにつきましては各位と共に喜びに堪えない次第でございます。先に我々緑風会といたしましては二十七年度予算の審議に当りまして

政府原案に対して若干の予算修正を行い、一時金或いは年金の増加、並びに對象の範圍の拡大を試みようとしたのでございます。併し不幸にして予算修正が關係方面等との關係から不可能になりましたので、甚だ遺憾に存じておりました。ところが本委員会にこの法案が付託されますや委員各位の非常な御熱心な研究と、又非常な御努力によ

りまして当初我々が企図しておりました修正案の内容の全部とは申されませんが、相当大幅な点について実現するようになることは誠に同僚各位に對して感謝に堪えない次第でございます。殊に近く慰靈祭の祭典が行われます際、本委員会におきましては各党派共に超党派的に一致して、只今小委員長報告の通りまとまりましたことと

は、更にこれは錦上花を加えるものと存じます。これが国民感情の上に及ぼします影響の大きなものがあるの

を考えますと、なお独立日本として今出発する門出に當りまして、この法律の制定は誠に意義の深いものと考えられるのであります。併しこの法律を以て我々は決してまだ万全なるものとは思つておりません。幾多の点につきましては不満な点もあるのでございしますが、併し現在の国家財政の点等から見まして、我々の希望の最小限度に

とどめなければならぬ状態になりましたことは非常に残念ではありまするが、併しこれは国民と共に忍ばねばならぬ点であらうと存じます。そこで私は一言政府に対して希望を申し上げた点がありまするのは、小委員長報告の中にございました附帯條項が嚴重に

は勿論でありますが、この実施に当りましては、恐らく幾多の複雑な面倒なケースが起つて来るということが予想されますので、政府におきましてはこの法案の趣旨をできるだけ杓子定規な解釈にならないように、且つ常に温情を持つて処理されてあとに不平の残らないように、殊に末端の取扱については特に御留意を願いたいと存じます次第であります。

るが、日本の結婚年齢の実態から見ても、女の年齢の低さは遺族としての母親の年齢の低さを見ること多く而も経済力のない日本の母親の実態でもあり、その遺族の大多数を占める母親の実態から見てもこの年齢の高さによる一線は日本の遺族としての母親の実情から遺族の限りでございませう。これも又将来政府におかれましては考慮されましますことを併せて希望いたしますのでございませう。

以上を以てしまして私の賛成の理由といたします。

○山下義信君 私は社会党第二控室を代表いたしました、この修正案並びに本法案に對しまして賛成の意を表するものでございませう。ただ賛成の意を表するのみならず、実に言い知れぬ感激のうちに、実に衷心の喜びを覚えるとも申します。我々は生き長らえ、殊に国会に席を有する者といひましたて、久しく責任を痛感しておりましたこのことが曲りなりにもたといひそれが望むところには違ひないといひましたも、現段階におきましてはいささかなりとも、泉下の靈を慰め得ることを得ますことは我々の本懐とするところでございませう。今本法案について考察いたします。その政府原案の提出に先立ち参議院の主張し來つた数点が政府において入れるところとなりました諸点、即ち第一は、公債の交付は英鎊一柱ごとに差上げるということ。第二は、公債の支給範囲を配偶者子等を先順位とし、飽くまで遺族を相尋ねましてこれに交付をし、以て国家の申慰を達するようにいたしましたこと。第三は、遺族年金の支給についてこれを一時に支給し得るといたしましたこと。

点。第四は、傷痍軍人に對し厚生医療等の福祉の措置を、又遺児の育英等の対策を実施せんとすること。

第五は、国家として深く弔慰を表するため予算に計上して慰靈祭を執行すること。これら政府原案に、又政府の施策に取入れられた諸点は我々の深く諒とすることとてございませう。

次に衆議院の修正点としましては、第一條におきまして補償のため援護という文字を入れましたこと。第三十四條におきまして弔慰のため遺族一時金を支拂うという文字を入れましたこと。なお第三には、遺族一時金を兄弟姉妹にも支拂うこととしたりました点。第四といたしましては、子及び孫の年齢制限、夫に不具等の條件を附せぬこととしたりました第三十五條の修正。第五といたしましては、障害年金受給者死亡せる場合の遺族年金の限度を生前受けていた額の範囲内まで支給し得ることとしたりました第二十七條の修正点。

以上の修正点はいかねて我々の要望せる点でありまして、もとより異論のある方はございませう。而して、只今小委員会におきまして御決定になりました修正案につきましては、これ又かねて我々の主張し來つた点でありまして、満腔の賛意を表して止まないところでございませう。

なお一、二蛇足を加えまして賛意を明らかにいたします。第一、障害年金額の増額につきましては、特項症、一、二項症等の重度の障害者、即ち傷痍軍人に對しましては、決してこれを以てよしとするものではございませうが、最大不幸なるこの人々に對し特に深甚なる配慮が加えられたる点、誠に

同感の至りに堪えませう。第二、遺族年金の支給につきては、六十歳以下の父母でありまして直系の扶養義務者なき両親、即ち寄辺なきお独りのお母さんお父さんに對しまして年金を支給することとしたりましたは、国民感情の共感強く能わざるところであります。この点従来の例を破りまして、いわば血あり涙ある修正とでも申しましようか。第三に、遺族一時金の名称を「弔慰金」と替えましたということ。これは誠に妥當な修正でありまして、ややもすると一時金で措置が打切られるという誤解を避け、又一面には国家補償の意を明らかにいたしまして、誠に首肯に値する修正でございませう。

第四に、弔慰金支給の順位の調整、或いは遺族年金支給方法の合理化の点、その他関連の條文の整理はいずれも異議のないところでございませう。第五に、我々の最も賛意を表して止まない点は、弔慰金支給の範囲を拡大して旧國家給助員法に基く徴用工、動員学徒、徴用船員、女子挺身隊、勤勞報國隊、或いは又國家の要請に基き戦陣に參加した義勇隊等が本法の對象として取入れられたる第三十四條の修正であります。又特別未帰還者給與法の対象者中同様の立場に置かれた人々が同じく加えられるに至つた点であります。思うに今次戦役の性格が國民を挙げて戦闘せしめたという実情に鑑み、又憲法第十四條に規定する無差別平等の原則に鑑み、且つは又片手落ちのなきようあらゆる角度から検討をした結果、このかたがたが戦没者として靖國の遺族として國家からその意を示されたということは、さぞかし遺族の人々にとり

ましては金錢以上に本望とせられるところであらうと確信いたしますのでございませう。我々といひましたは政府の対策が今日まで遅延したる点、殊に本議院その他機会あるごとに指摘いたしておりましたに、所要金額の十分なる点等につきましては最も遺憾且つ不満足とするところであります。が、本案を以て本年度限りの暫定措置であるというところにつきまして一応我慢をいたし、今後の本格的対策の確立に期待するという意味におきまして暫らく諒容いたさんとするものであります。我々は本案の提出せられますその以前から、中山委員の仰せになりました通り、遺族援護の実現につきましては政府、国会の対立ではなく、與野党の争ひではなく、争うべからざる問題として互に協力し、如何によりよき案を作るか、如何に最善の方途を盡すべきか、ただ誠意を持つてのみこれに臨むべきであると確信いたしましたところ、幸いに参議院は各派一致の態勢を持つて終始一貫いたしたのであります。與野党共に野党の要望に耳を傾け、野党も又政府與野の苦衷を察し、責むべきは責め、たしなむべきはたしなめ、再三再四求むべきはこれを強く求めたのであります。而もその満たざるころはこれを何人にも恨まん術もなく、ただこの段階における真に止むを得ざる情勢を痛歎いたすのみでございませう。我々はいまみずから今後一層の努力をいたしまして、その対策を充実し得るの日を期するのしかはなないと存するものでございませう。

私はここに本案の對象たる二百萬戦没者の英靈に對し限りなき哀悼の意を表したいと存じます。又その悲しみと

いい、その苦しみといひ、人生最大の不幸に際せられし御遺族のかたに對しまして、今更何の辭を以てかこれを慰め得ましようか。ただ、至誠これをいたし、区々の論議を超越し、よしその金錢的額は少くとも、我々の心は深いものがあることのみを申し上げたいと存するものでございませう。特に全國慰靈祭即ち國家主催の追悼式が催されるその以前に本案の成立を熱願いたしますの余り、ここに誠心誠意本修正案並びにその他の部分につきまして賛成の意を表せんとするものでございませう。

○谷口三郎君 私は民主クラブを代表いたしました。本修正案に賛意を表するものでございませう。勿論この修正案は長い間各派各党が協同一致いたしまして種々協議をし、又政府の意向も聞きまして十分なる検討をいたしたものであります。が、なお今回の修正案につきましては決してこれを或いは二百万の英靈に對し、又遺族に對して十分なるものと思つておらぬのでございませう。なおいろいろの点におきましてもう少し何とかしてもらいたいという部分もございませう。とにかく國家予算の現状等も考へて見ますと、又殊に英はこの年度初め頃にできんければならぬものが遅れまして、まさに全國的な慰靈祭が行われようとしてゐるにもかかわらずこの案が十分なる結果を結びませんというところ、それらのかたがたに對して誠に相済みませんと思つて幾らか拙速の点もあると思ひますが、ここにこういう修正案に賛意を表して、次第でございませう。是非とも政府におかれましては、先刻小委員長からも要望いたしておりますように、あの五カ

いい、その苦しみといひ、人生最大の不幸に際せられし御遺族のかたに對しまして、今更何の辭を以てかこれを慰め得ましようか。ただ、至誠これをいたし、区々の論議を超越し、よしその金錢的額は少くとも、我々の心は深いものがあることのみを申し上げたいと存するものでございませう。特に全國慰靈祭即ち國家主催の追悼式が催されるその以前に本案の成立を熱願いたしますの余り、ここに誠心誠意本修正案並びにその他の部分につきまして賛成の意を表せんとするものでございませう。

いい、その苦しみといひ、人生最大の不幸に際せられし御遺族のかたに對しまして、今更何の辭を以てかこれを慰め得ましようか。ただ、至誠これをいたし、区々の論議を超越し、よしその金錢的額は少くとも、我々の心は深いものがあることのみを申し上げたいと存するものでございませう。特に全國慰靈祭即ち國家主催の追悼式が催されるその以前に本案の成立を熱願いたしますの余り、ここに誠心誠意本修正案並びにその他の部分につきまして賛成の意を表せんとするものでございませう。

いい、その苦しみといひ、人生最大の不幸に際せられし御遺族のかたに對しまして、今更何の辭を以てかこれを慰め得ましようか。ただ、至誠これをいたし、区々の論議を超越し、よしその金錢的額は少くとも、我々の心は深いものがあることのみを申し上げたいと存するものでございませう。特に全國慰靈祭即ち國家主催の追悼式が催されるその以前に本案の成立を熱願いたしますの余り、ここに誠心誠意本修正案並びにその他の部分につきまして賛成の意を表せんとするものでございませう。

いま一つの私は附帯的な要求として強く希望したいことは、今度の援護措置の対象の中に、未復員者と称する六千三百十四名の人が漏れておることであり、未復員者給與法に基く六千三百十四名の人が漏れておること、この人々は戦争中からの持越患者であり、その八割六分三厘が結核の患者であつて、六分五厘三毛が精神病患者、あとがその他となつておるのでございまして、この人々は占領下において万全の措置を講ずるべく、急的に最低の医療を與えられただけで、今日まで過して参つておるのであります。併しこれは、結核といふものの性質上、公傷であるかどうかといふことについては、従来恩給法上にも疑問があり、公傷であるが、今日入院せしめて國家がこれを給與法によつて治療をいたしておるゆゑのものは、一に戦時中の公傷に基くものという理由にあるのであります。そうであるならば、この戦時中の公傷に基いたものが外形に現われざる……外傷ではありませんが、内臓疾患ではあります、これは当然援護の対象とすべきものであります。この人々は、未復員者給與法によつて入院して治療を受けることがなされるので、その点では特別の措置として一応認められ、手が一本ない、足が一つないといふ人よりも、全身を動かすことのできない、而も十数年来病床に呻吟する者すらある、この人々には、一銭の手当も與えられておるのであります。チリ紙一枚買ふこともできない、葉書一枚買ふこともできない、生活を送つておるのであります。最初

は家庭からの仕送りもあつたそうであり、只今では、家庭も長いこの病人に万策盡きて、今日は殆んど送金がないのが大部分であるといふことを聞いております。これは法の上から申しますと、これは法の以上から申しますと、なかつて、むづかしい解釈があるらしい。一旦これを、全部を六項として今回のような最低二万四千円の手当をつけるとしまして、一旦恩給を受けた者は、未復員者給與法の外に出なければならぬ制限があるものであります、病院から出なければならぬことになる。そうなるという、恩給もつけられないといふ政府當局の御意見であります、法によつて人間が縛られることはないと私は思ひます。この現実に対して如何なる法を立つべきかが問題であります。今回の援護措置の中に、この六千三百余名の気の毒な戦争以来の重病患者が持越されておることに對しましては、私は非常な遺憾を感じて、これをこの中に包含せしめることができたならば、夥しい金が今回支出せらるゝのでありますからして、込みとなつて、これが何とか処置せらるゝのであります、援護法の対象から取除かれるという、至急に單獨法か何かを以てあとから追つかけて措置をしまして、これはよほどむづかしいものがある、これはよほどむづかしいものがある、かような意味におきまして、私は内臓疾患、特に伝染性のこの結核患者等、或いは精神病患者等に対する援護の方法につきましては、遅滞なく當局におきましては適切な手段を講じられまして、こういう人々をば泣かせないように適切な方途をとらるゝように切望するものであります。ただ今回の

援護法によりまして、恩給法では到底救済のできないところの多数の人々が一応の弔慰を受けることができる、或いは戦時時代に曾つてなかつたような、戦没者の子弟が一つの枠を以て育英費の中から教育資金を與えらるゝ途を開かれたといふことは、戦敗の悲しみの中に、おきまして、一つの大きな進歩だと信ずるものであります。いづれにしましても私はその根本に非常な不満を持つものであります、そういう理由を申しておつてこれは日を延ばすわけには参りません。かような意味におきまして、今回の援護法に對しましては幾多の疑問、不満を持ちつつも参議院が参議院らしい態度を以ちまして、政見を超え、全員一致して何とか一日も早く結論を得て、そうして温かい手が差延べられますようにと努めて参りましたことに深く敬意を表し、本法案に一応の賛成をいたすのであります。

お断りしておきますが、私の第一クラブは、そのクラブの性質上全員を代表してということとは申上げかねます。多数の人々は……勿論多数と申しても私のクラブは僅か八名ではございしますが、私の話した限りにおきましては、賛成を表してくれたと思ひますが、併し全員一致ということは只今申上げかねます。せい、説きまして参議院らしいすつきりした態度を以て今回はこの法案が成立しますように努めたいと思ひます。

以上二つの希望を申述べまして、本案に賛意を表します。

○草葉園君 以上を以て討論を終了して、直ちに採決に入られたいという勸議を提出いたします。

○委員長(梅津錦一君) 只今の草葉委員の勸議に對しまして、御異議ございませんか。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。従いまして討論は終結したものといたしまして、これより採決をいたします。戦傷病者戦没者遺族等援護法案は、引揚問題及び遺族援護に關する小委員長の報告の通り修正することとし、他は衆議院送付原案の通り可決することに賛成のかたは御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○委員長(梅津錦一君) 全会一致でございます。本案は小委員長報告通り修正可決すべきものと決定いたしました。それから議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますが、本案を可とされたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

山下 義信	藤森 眞治
松原 一彦	谷口弥三郎
河崎 ナツ	三木 治朗
深川タマエ	長島 銀藏
中山 壽彦	草葉 隆圓

○委員長(梅津錦一君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れないと認めます。

なお本会議における委員長の日頭報告については、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十二分散会

四月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国立病院特別会計所屬の資産の譲渡等に關する特別措置法案

国立病院特別会計所屬の資産の譲渡等に関する特別措置法案

国立病院特別会計所屬の資産の譲渡等に関する特別措置法案

（目的）

第一條 この法律は、国立病院（厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）第十五條に規定する国立病院をいう。以下同じ。）として經營されている医療機関を、地方公共団体又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一條に規定する公的医療機関（地方公共団体の開設する病院及び診療所を除く。以下「公的医療機関」という。）の設置者（以下「地方公共団体等」と総称する。）の開設する医療機関として、当該地方公共団体等に移譲するため、当分の間、当該国立病院の用に供されている資産等の譲渡等に関する特別の措置を講ずることを目的とする。

（地方公共団体等への国有財産等の譲渡の特例）

第二條 政府は、地方公共団体等に国立病院として經營されている医療機関を移譲しようとするときは、当該国立病院の用に供されている第一号及び第二号に掲げる資産並びに当該国立病院の經營に因り生じた第三号に掲げる資産については、当該各号に掲げる価額に

より、これを当該地方公共団体等に譲渡することができる。

一 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二條に規定する国有財産 時価の七割を減額した価額

二 動産（前号に掲げる資産を除く。） 時価の五割を減額した価額。但し、自動車及び薬品、食糧品、筆、紙、墨等の消耗品については、時価とする。

三 未收金債権 その債権額の三分の一以内を減額した価額（未收金債権の譲渡の通知）

第三條 政府は、前條の規定により未收金債権を譲渡した場合における債務者に対する通知を、官報に公告してすることができる。

2 前項の規定による公告があつたときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十七條第一項の規定による債務者に対する通知があつたものとみなす。

（資産の引渡の特例）

第四條 政府は、第二條の規定により資産を譲渡する場合においては、国有財産法第三十一條第一項本文の規定にかかわらず、当該資産の対価の納付前に当該資産を引き渡すことができる。

（物納）

第五條 地方公共団体は、第二條の規定により譲渡を受けた同條第一号及び第二号に掲げる資産の対価を、政令で定めるところにより、その発行する地方債の証券をもつて納付することができる。

（延納）
第六條 政府は、公的医療機関の設

置者が第二條の規定により同條第一号及び第二号に掲げる資産の譲渡を受けた場合において、当該公的医療機関の設置者がその譲渡を受けた資産の対価を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、国有財産法第三十一條第一項の規定にかかわらず、確実な担保を徴し、且つ、利息を附して十年以内の延納の特約をすることができる。

2 前項の規定により延納の特約をしようとするときは、厚生大臣は、延納期限、担保及び利率について、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 厚生大臣は、第二條の規定により公的医療機関に譲渡した同條第一号及び第二号に掲げる資産について、第一項の規定により延納の特約をした場合において、当該公的医療機関の設置者の行う当該資産の管理が適當でないことを認めるときは、直ちにその特約を解除しなければならない。

（譲渡資産の対価の経理）

第七條 政府は、第二條の規定により譲渡した資産の対価を、国立病院特別会計法（昭和二十四年法律第九十号）第四條の規定により、国立病院特別会計の歳入として経理するものとする。

（資産の所屬替等）

第八條 政府は、医療施設の用に供するため取得した、又は医療施設の用に供されている第二條第一号及び第二号に掲げる資産を医療施設の用に供するため、一般会計と国立病院特別会計との間において、所屬替又は所管換をしようとするときは、国有財産法第十五條の規定にかかわらず、当該会計間において無償として整理することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に国立病院に勤務する職員で恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九條に規定する公務員であるものが、当該国立病院として経営されている医療機関の都道府県への移譲に伴い、昭和二十九年三月三十一日までに、引き続き都道府県の職員となつた場合には、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十條の規定の適用がある場合を除く外、同條の規定を準用する。

四月十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する請願（第一六三八号）

一、戦争犠牲者の援護強化に関する請願（第一六三九号）

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法案の適用範囲拡大等に関する請願（第一六五〇号）

一、国立白根温泉病院存置に関する請願（第一六七四号）

一、戦没船員遺族を戦傷病者戦没者遺族等援護法案中に包含の請願（第一六八二号）

一、同和事業促進に関する陳情（第八七二号）

一、あん摩師はり師きゆう師および

柔道整復師試験制度廃止反対等に関する陳情（第八七三三号）

一、健康保険法の適用範囲拡充に関する陳情（第八八九号）

一、国民健康保険事業の危機突破に関する陳情（第八九〇号）

一、国立鳥取病院存置に関する陳情（第八九七号）

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情（第八九八号）

一、開拓団等の傷病者、死没者遺家族の戦傷病者戦没者遺族等援護法案適用に関する陳情（第八九九号）

一、引揚者の国家補償に関する陳情（第九〇七号）

一、未帰還者留守家族の援護に関する陳情（第九〇八号）

一、戦争犠牲者遺族等の国家補償に関する陳情（第九〇九号）

第一六三八号 昭和二十七年四月五日受理
未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する請願
請願者 岩手県庁世話課内岩手県海外残留同胞引揚促進同盟内 清水フミ子 一名

紹介議員 千田 正君
政府は、さきに戦傷病者、戦傷病者の援護措置を決定したのであるが、この問題の收拾、前後処理に迫られて国際的にも人道的にも極めて重要な未帰還抑留同胞とその留守家族の悲境に對する抜本的考慮が拂われなかつたため、全留守家族に對して極めて深刻な衝撃を與えているから、政府は講和條約締結後自主独立の外交的手段によつ

て未帰還同胞救出の具体策を確立するとともにその留守家族に對して国家的処遇の途を講ぜられたいとの請願。

第一六三九号 昭和二十七年四月五日受理
戦争犠牲者の援護強化に関する請願
請願者 福島県郡山市上龜田一ノ国立郡山病院内 大内芳鶴

紹介議員 石原幹市郎君
四月から実施される予定の援護法は、戦傷病者で現在療養中の者に対する援護は極めて不十分であるから、（一）未復員特別患者の療養費を保障すること、（二）戦傷病者の療養費を国庫において負担すること、（三）療養中の診療費を制限しないこと、（四）療養中の生活費は公務員給與ベースにより全額支給すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一六五〇号 昭和二十七年四月九日受理
戦傷病者戦没者遺族等援護法案の適用範囲拡大等に関する請願
請願者 長野県諏訪郡長池村 七、四〇九 山田重外 百十名

紹介議員 羽生 三七君
今国会に上提される戦傷病者、戦没者遺族等援護法案の審議に當つては、（一）原案において補償を與えていない昭和十二年七月七日以降の戦没者遺族も援護の対象とすること、（二）一時金および遺族年金はすみやかに支給すること、（三）一時金五万円の公償はなるべく早く現金化できるようにすること等の実現を図られたいとの請願。

第一六七四号 昭和二十七年四月十二日受理

国立白浜温泉病院存置に関する請願
請願者 和歌山県西牟婁郡白浜町長 南和七外六名

紹介議員 永井純一郎君

政府は近く、国立白浜温泉病院を陸病院設置に伴う傷兵保養所に転用することであるが、全国的にも優れた施設を持ち、しかも地理的には白浜町地方唯一の医療機関である同病院を全面的に傷兵保養所に転用されることは、地元住民の、起死を制する結果となるから、国立白浜温泉病院を現在通り存置せられたいとの請願。

第二六八二号 昭和二十七年四月十二日受理

戦没船員遺族を戦傷病者戦没者遺族等援護法案中に包含の請願
請願者 東京都板橋区長 澁谷常三郎

紹介議員 鈴木 直人君

今回政府においては、大東亞戦争で戦没した軍人軍属の遺族に対し援護法を制定しそのの援護を行うことになったが、戦時中軍人と同様職責を全うした戦没船員の遺族が援護の対策から除外されているのは遺憾であるから、これら船員遺族の心情を察し、援護法案中に船員の遺家族を包含されるように取り計らわれたいとの請願。

第八七二号 昭和二十七年四月五日受理

同和事業促進に関する陳情
陳情者 和歌山県議會議長 坂久五郎

昭和十一年から実施された同和事業完成十箇年計画は、約一割程度の予算が

昭和二十七年五月七日印刷

計上されたのみで戦争のため中止されたまになつてゐるが、新憲法下における部落問題は、わが国の民主化に重大な暗影を投じてゐるから、政府は部落問題解決のため必要な予算を計上するとともに適切な施策をすみやかに実施せられたいとの陳情。

第八七三号 昭和二十七年四月五日受理

あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する陳情
陳情者 東京都板橋区移ヶ丘一四社団法人日本鍼灸師会会長 樋口銀之助外十一名

あん摩、はり、きゆう、柔道整復術は、国民の保健衛生に關係が深いばかりでなく、はり、きゆう等の療法は、人体の一部に傷を與えて疾病を治療するものであるから、修業の徹底を期するため、これに対する試験ならびに免許は一段と嚴重に行うとともに、はりきゆう治療の保険取扱を認めることおよび生活保護法による取扱を認める等これら治療法の合理的取扱について検討せられたいとの陳情。

第八八九号 昭和二十七年四月七日受理

健康保険法の適用範圍拡充に関する陳情
陳情者 京都府議會議長 北村平三郎

現在四人以下の労働者を使用する事業場においては、健康保険法の規定に基づき任意包括適用の途が存在しているが、保健経済の面よりこれが運用は極度に抑制されている状態である。しかるに京都府における産業分野をみると、西陣織、友せん、清水礎等は四人以下の従業員を使用する事業場が相当

多く、従つてこれ等労働者の健康問題は全く等閑に附されてゐるばかりでなく、日雇労働者および土建関係職人等は全く健康保険法適用外にあり、一度疾病に倒れると、その状態は悲惨の極みであるから、これら労働者に対する健康保険法の適用の方途をすみやかに講ぜられたいとの陳情。

第八九〇号 昭和二十七年四月七日受理

国民健康保険事業の危機突破に関する陳情
陳情者 滋賀県庁内滋賀県国民健康保険団体連合会理事長 服部岩吉外一名

民生安定の基盤である国民健康保険制度は、運営上幾多の困難を包蔵し受難の連続にあるから、国民健康保険事業の再建整備を期せられたいとの陳情。

第八九七号 昭和二十七年四月八日受理

国立鳥取病院存置に関する陳情
陳情者 鳥取市議會議長 西尾行平

今回政府においては、行政機構の改革に伴い国立病院を地方に移譲するか、又は療養所に転換すべく立案せられてゐるの趣であるが、鳥取市に存する唯一の国立病院は、公的医療機関としてその真価を発揮し、一般大衆の病院として親しまれており、同病院の充実発展は市民のひとしく期待してゐるところであり、又療養所への転換は隣接地の鳥取大学、邑法第一中学校に及ぼす衛生的環境は極めて不良となるから、国立鳥取病院は将来も国立病院として存置せられたいとの陳情。

第八九八号 昭和二十七年四月八日受理

未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情
陳情者 福岡県遠賀郡香月町議會議長 藤高倉東外四百三十一名

政府はさきに、戦没遺族、戦傷病者の援護措置を決定したが、未帰還者とその家族の補償が除外されてゐることは誠に遺憾であるから、日夜が暮る精神教育と労働を強いられてゐる未帰還者、さらにそれ等同胞の帰還を待ちわびつつ、物心両面のはてしなき生活苦に明け暮れてゐる留守家族のために、平和條約の進展とともに抜本的援護施策を確立し、完全なる国家補償を実施せられたいとの陳情。

第八九九号 昭和二十七年四月八日受理

開拓団等の傷病者、死没者遺家族の戦傷病者戦没者遺族援護法案適用に関する陳情
陳情者 山口県議會議長 二木謙吾

満蒙開拓団、青少年義勇隊および動員学徒関係の傷病者ならびに死没者は、国家の要請によつて大陸に、あるいは軍の工場において負傷、病または死没したのであるが、何等軍人の戦傷病者と異なることがないから、今回の戦傷病者戦没者遺族等の援護に関する法律案の対象にこれら遺家族を加えられたいとの陳情。

第九〇七号 昭和二十七年四月十日受理

引揚者の国家補償に関する陳情
陳情者 京都府議會議長 北村平三郎

講和條約の発効を控え、戦争犠牲者の国家補償の問題が審議されてゐるが、外地にすべての資産を残して引き揚げてきた海外引揚者の身の上については、一顧だに拂われてゐないばかりでなく、行政費として貸借の行われた在外公館借入金金の支拂についても現在の実情に副わない不当な取扱をされようとしてゐるから、引揚者を戦争犠牲者の援護対策中に含め、公平完全な国家補償を実施せられたいとの陳情。

第九〇八号 昭和二十七年四月十日受理

未帰還者留守家族の援護に関する陳情
陳情者 京都府議會議長 北村平三郎

戦争犠牲者に対する国家の補償対策より未帰還抑留者とその留守家族が除外されてゐるのは遺憾であるから、戦争犠牲者援護対策中に未帰還者および留守家族を包含せられたいとの陳情。

第九〇九号 昭和二十七年四月十日受理

戦争犠牲者遺族等の国家補償に関する陳情
陳情者 京都府議會議長 北村平三郎

終戦以来戦争犠牲者遺族は、精神的、物質的に不遇の地位に置かれてゐるから、(一)遺族に弔慰金を支給すること、(二)遺族に対する補償は生活保護法と切り離し立法すること、(三)育英制度を考慮すること、(四)この年金は課税の対象としないこと等を取り入れた法律を制定し、国家としての補償の方法を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十七年五月八日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局